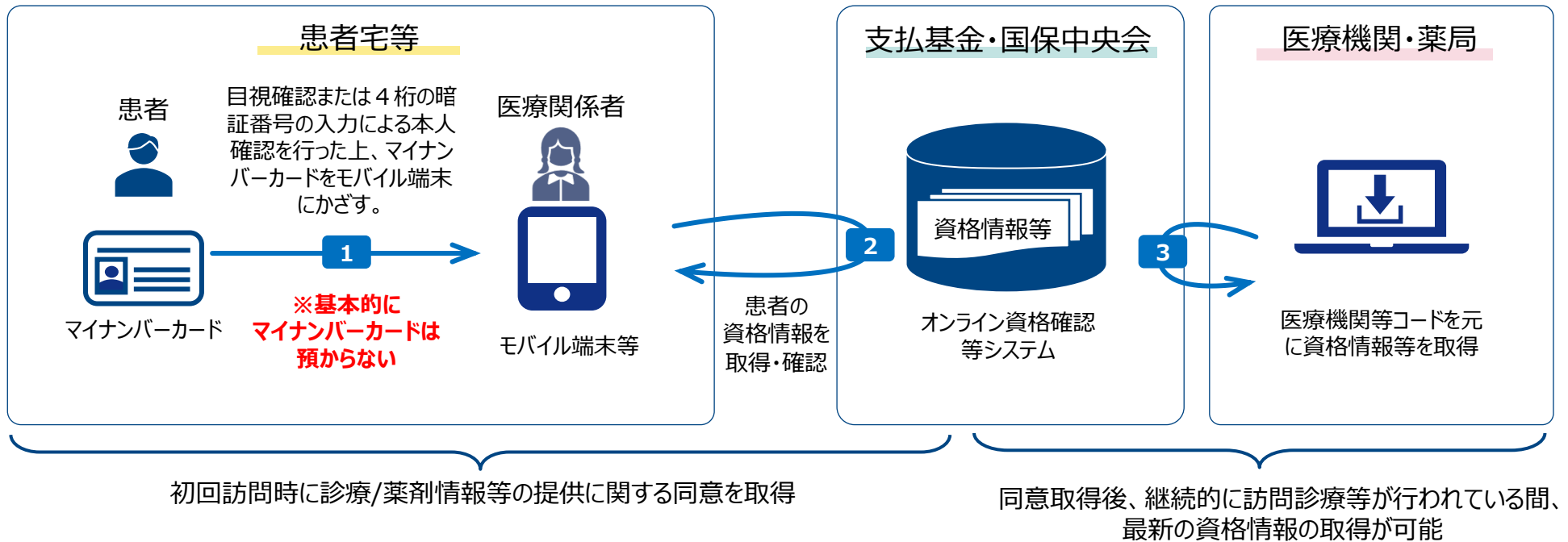


訪問診療等におけるオンライン資格確認の概要

訪問診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）では

- モバイル端末等によるオンライン資格確認が可能となり、患者宅等でも保険資格を確認できます。
- 2回目以降の訪問においては、当該医療機関等との継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間、医療機関等において再照会機能を活用した資格確認を行うとともに、薬剤情報等については、初回時の患者の同意に基づき取得可能です。



- ※ 2回目以降は、医療機関・薬局にて、初回訪問時に取得した被保険者証番号等を用いた資格情報等の照会も可能です。
- ※ 初回訪問時にマイナンバーカードによる本人確認を行い同意取得を確認します。2回目以降は、初回時の同意に基づき診療/薬剤情報等について閲覧可能です。
- ※ 往診においては、訪問の都度、資格確認を行うとともに、薬剤情報等の提供に係る同意取得を行うこととなります。
- ※ 生活保護の医療扶助における医療券情報も閲覧対象となります。詳細は以下リンクからご確認ください。

[オンライン資格確認・医療扶助 - 医療扶助の導入・運用方法 \(service-now.com\)](http://service-now.com)

訪問診療等における医療機関・薬局に対する財政支援 (地域診療情報連携推進費補助金)

1. 事業内容

- 医療機関・薬局における居宅同意取得型の利用に必要な以下の費用を支援する。
 - ① 患者宅等でのマイナンバーカードの読取や資格確認等のためのモバイル端末等の導入
 - ② レセプトコンピュータの改修等

2. 補助内容

	補助率	補助限度額 (訪問診療・訪問服薬指導等)
病院	1 / 2	41.1万円 事業額上限82.2万円
大型チェーン薬局	1 / 2	8.5万円 事業額上限17.1万円
診療所・大型チェーン 薬局以外の薬局	3 / 4	12.8万円 事業額上限17.1万円

3. 補助金の申請期限

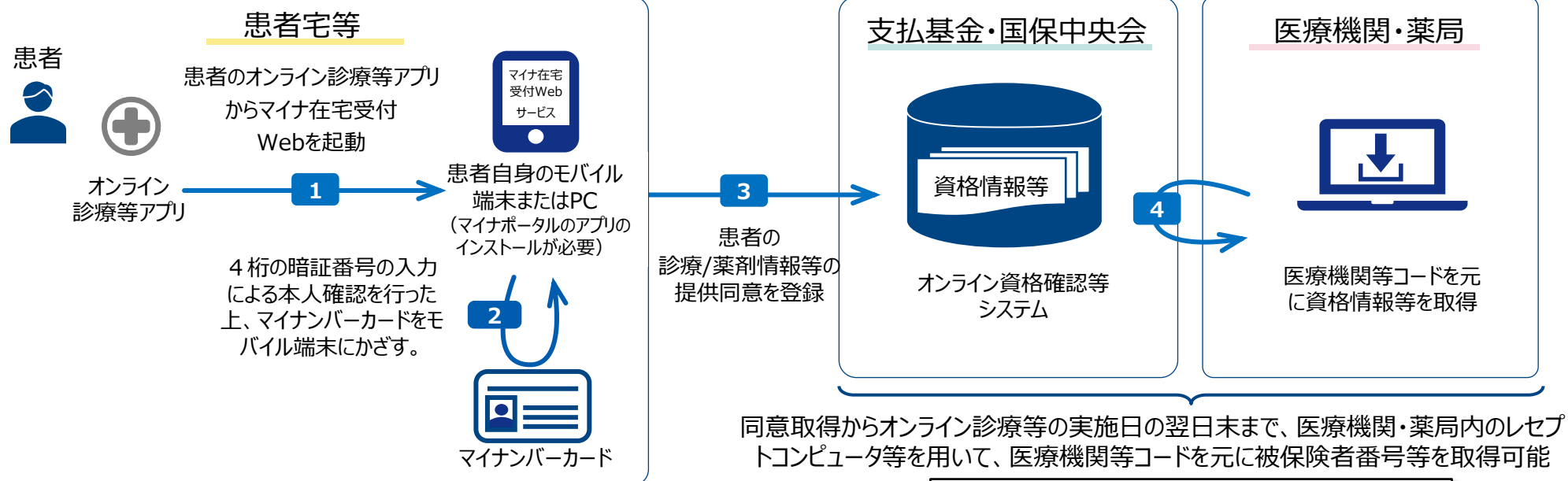
- 令和9年2月1日まで

※ 訪問診療等とオンライン診療等の両方を導入した場合は、両方の財政支援をご活用いただけます。

オンライン診療等におけるオンライン資格確認の概要

オンライン診療等におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型）では

- マイナンバーカードを利用して患者自身のモバイル端末等やPCを用いて、マイナ在宅受付Webを通じて資格情報等を取ることができます。
- マイナンバーカードを活用して情報閲覧の同意を患者から取得すると、医療機関・薬局内では同意取得時からオンライン診療等の実施日の翌日末まで診療/薬剤情報・特定健診情報の取得が可能となりました。



医療機関・薬局にて取得可能な情報例

- 氏名、性別、生年月日、住所
- 被保険者証区分
- 被保険者記号番号/枝番/証区分
- 被保険者証有効開始/終了年月日
- 保険者名称
- 負担割合情報

※ 生活保護の医療扶助における医療券情報も閲覧対象となります。

詳細は以下リンクからご確認ください。

[オンライン資格確認・医療扶助 - 医療扶助の導入・運用方法 \(service-now.com\)](http://service-now.com)

オンライン診療等における医療機関・薬局に対する財政支援 (地域診療情報連携推進費補助金)

1. 事業内容

- 医療機関・薬局における居宅同意取得型の利用に必要な以下の費用を支援する。
 - レセプトコンピュータの改修等

2. 補助内容

	補助率	補助限度額 (オンライン診療・オンライン服薬指導)
病院	1 / 2	39万円 ※事業額上限78.1万円
大型チェーン薬局	1 / 2	6.5万円 ※事業額上限13万円
診療所・大型チェーン 薬局以外の薬局	3 / 4	9.7万円 ※事業額上限13万円

3. 補助金の申請期限

- 令和9年2月1日まで

※ 訪問診療等とオンライン診療等の両方を導入した場合は、両方の財政支援をご活用いただけます。

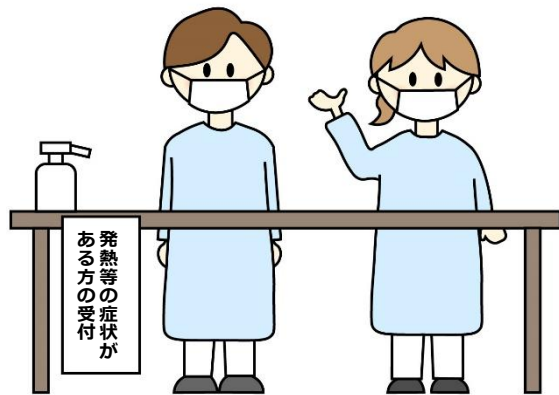
※ オンライン診療等と通常とは異なる動線（機器故障時等を含む）は同様のシステムとなるため、いずれかでシステム改修を行っている場合は追加での改修は不要であり、追加での補助対象となりません。

外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等）におけるオンライン資格確認

通常とは異なる動線で資格確認を行う必要がある場合や、機器（顔認証付きカードリーダー）故障時や、車いす等の利用者や高齢者・障害者など、顔認証付きカードリーダーの操作が困難な場合等には、モバイル端末等を活用することでオンライン資格確認が可能になります。

通常とは異なる動線の主な利用用途としては以下のケースが考えられます。

①発熱や風邪症状のある患者に対して、通常とは異なる動線で資格確認を行うケース



②緊急入院により受付窓口で資格確認を行わずに入院した場合の資格確認を病室において実施するケース



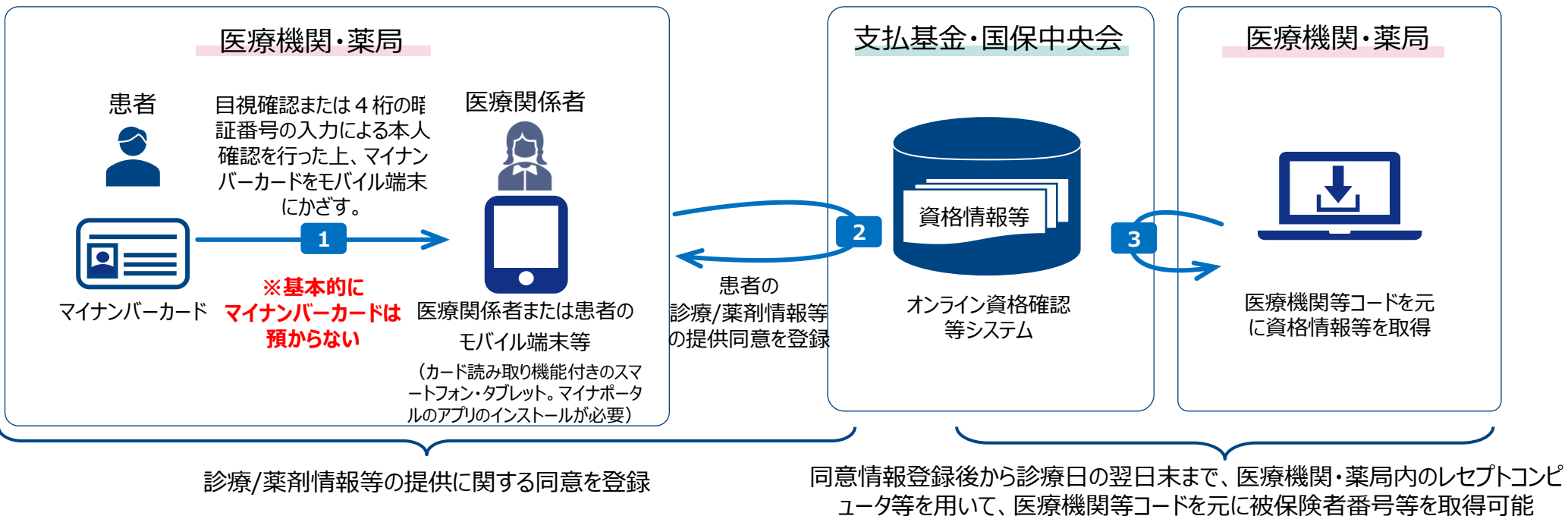
③車内に患者がいる状態で診療や服薬指導等を実施するドライブスルー方式の運用を行っているケース



外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等）におけるオンライン資格確認

外来診療等（通常とは異なる動線・機器故障時等）におけるオンライン資格確認の仕組みでは

- マイナンバーカードとモバイル端末等を用いることで、資格情報等の取得が可能となります。
- マイナンバーカードを活用して情報閲覧の同意を患者から取得すると、医療機関・薬局内では同意情報登録後から診療日の翌日未まで診療/薬剤情報・特定健診情報の取得が可能となりました。



レセプトコンピュータ等にて取得可能な情報例

- 氏名、性別、生年月日、住所
- 被保険者証区分
- 被保険者記号番号/枝番/証区分
- 被保険者証有効開始/終了年月日
- 保険者名称
- 負担割合情報

※ 生活保護の医療扶助における医療券情報も閲覧対象となります。

詳細は以下リンクからご確認ください。

[オンライン資格確認・医療扶助 - 医療扶助の導入・運用方法 \(service-now.com\)](http://service-now.com)

居宅同意取得型の資格確認を行う医療機関・薬局に対する財政支援 (地域診療情報連携推進費補助金)

1. 事業内容

- 医療機関・薬局における居宅同意取得型の利用に必要な以下の費用を支援する。
 - ① 顔認証付きカードリーダーの故障時等にマイナンバーカードの読取や資格確認等のためのモバイル端末等の導入
 - ② レセプトコンピュータの改修

2. 補助内容

	補助率	補助限度額 (居宅同意取得型で資格確認を行う 医療機関・薬局)
病院	1 / 2	41.1万円 事業額上限82.2万円
大型チェーン薬局	1 / 2	8.5万円 事業額上限17.1万円
診療所・大型チェーン 薬局以外の薬局	3 / 4	12.8万円 事業額上限17.1万円

3. 補助金の申請期限

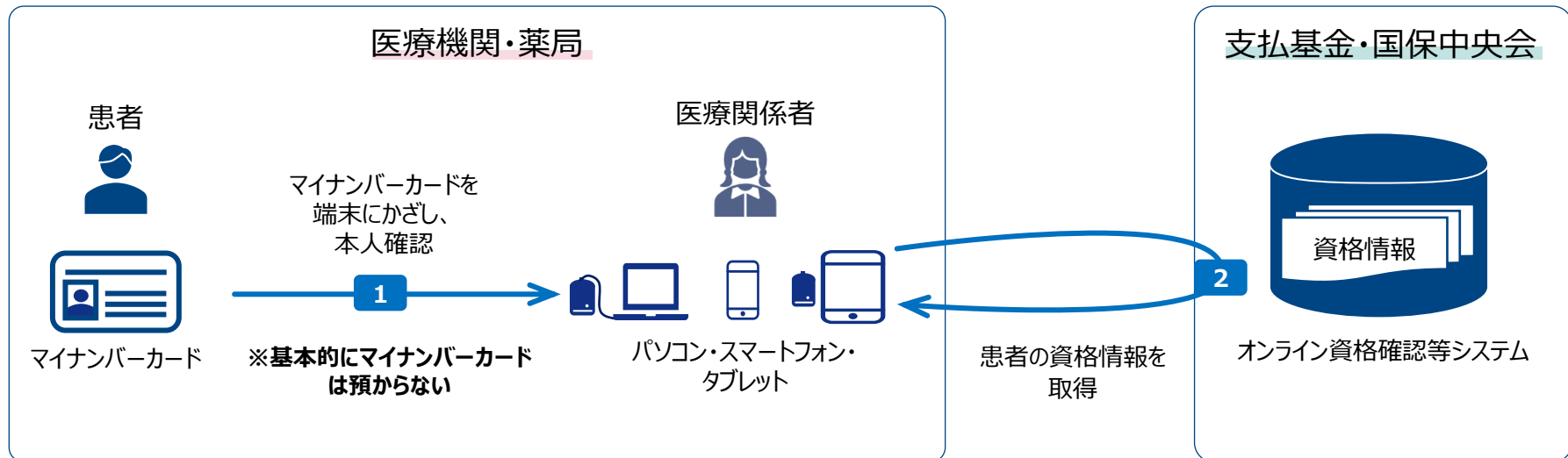
- 令和9年2月1日まで

※ 既に通常とは異なる動線での居宅同意取得型の利用について補助を受けている医療機関等は、追加の改修を行わなくても、機器故障時等において居宅同意取得型の利用が可能であり、追加での補助対象となりません。

オンライン資格確認義務化対象外の医療機関・薬局における オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）の概要

オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）とは、マイナンバーカードを用いて 利用者の資格情報のみを取得できる仕組みです（利用者の診療情報等は取得しません）。

実施機関が配信する専用のアプリ（マイナ資格確認アプリ）を、事前に利用申請したパソコンやスマートフォン、タブレットに登録（インストール）していただき、必要に応じて市販の汎用カードリーダーと組み合わせることにより、**マイナンバーカードを読み取ってオンライン資格確認を行うことが可能**となります。



オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み） に対する財政支援（地域診療情報連携推進費補助金）

1. 事業内容

- オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）に必要な機器（PC等に接続する汎用カードリーダー、タブレット・スマホ等のモバイル端末等の機器（※））の導入を支援する。

※デスクトップPCは対象外、ノートPCはタブレットとしても利用可能なものなど趣旨に沿ったものか個別に審査

2. 補助内容

- 補助額は最大3.1万円（事業費に対し3/4の補助）

※事業上限額は4.1万円

3. 補助金の申請期限

- 令和9年2月1日まで

補助金の申請には、医療機関等向け総合ポータルサイトにアカウント登録と申請が必要。

※ 対象の機種については、以下の「[（更新）【お知らせ】マイナ資格確認アプリを利用する際に必要な機器について](#)」をご確認ください。
[（更新）【お知らせ】マイナ資格確認アプリを利用する際に必要な機器について](#)（クリックでポータルサイト掲載記事へ）

オンライン資格確認の義務化対象外施設における保険資格確認の方法について

- 令和6年12月2日より、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しており、医療機関等の窓口での取扱いは、以下のとおりです。
 - ✓ オンライン資格確認を未導入の場合は、マイナ保険証のみでは資格情報の確認ができないため、利用者には「マイナポータル画面（医療保険の資格情報）」又は「資格情報のお知らせ」をあわせて提示いただく必要があります。
 - ✓ 一方、オンライン資格確認（資格確認限定型：簡素な資格確認の仕組み）を導入済の場合は、マイナ保険証のみで資格情報を確認できるという点も踏まえ、ぜひ導入をご検討ください。

オンライン資格確認 未導入の場合

資格確認書

資格確認書	有効期限 XXXX
氏名	山田太郎
負担割合	3割
保険者名	●●●


マイナポータル画面 資格情報のお知らせ

医療保険の 資格情報	
保険者名 ●●組合	
負担割合 3割	
氏名 山田花子	

+

資格情報のお知らせ ●●組合	
氏名	山田花子
負担割合	3割
受診の際 マイナ保険証が必要	

+



※実物のマイナンバーカードを持参した場合は、マイナポータルからダウンロードしたPDFファイルも可

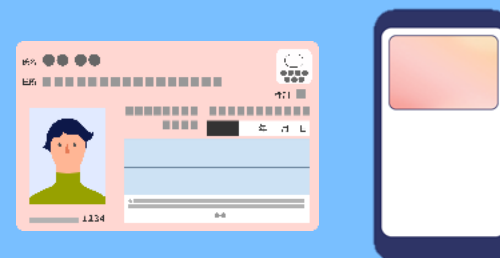
※マイナンバーカードを搭載したスマートフォンのみをお持ちの場合は、その場でマイナポータルにログインして、資格情報の画面を提示する（実物のマイナンバーカード不要）

オンライン資格確認（資格確認限定型）導入済の場合

資格確認書

資格確認書	有効期限 XXXX
氏名	山田太郎
負担割合	3割
保険者名	●●●

マイナ保険証



※何らかの事情でオンライン資格確認を行えなかった場合、「マイナポータル画面（PDF含む）+実物のマイナンバーカード」又は「資格情報のお知らせ+実物のマイナンバーカード」で資格確認を実施。なお、マイナンバーカードを搭載したスマートフォンのみをお持ちの場合は、その場でマイナポータルにログインして、資格情報の画面を提示することで資格確認が可能（実物のマイナンバーカード不要）